

# 新潟薬科大学学則

制 定 平成3年3月20日

最新改正 平成24年4月1日

## 第1章 総則

### 第1節 目的及び点検・評価

(目的)

第1条 新潟薬科大学（以下「本学」という。）は、教育基本法及び学校教育法の問題にのっとり、薬学及び生命科学に関する教育研究を行い、有為の人材を育成して、人類の福祉と文化の向上に貢献することを目的とする。

(点検及び評価)

第1条の2 本学の教育研究水準の向上を図り、前条の目的並びに社会的使命を達成するため、教育研究活動等の状況について、点検及び評価を行う。

2 前項の点検及び評価等に関し、必要な事項は、別に定める。

### 第2節 組織

(学部、学科及び入学定員、収容定員)

第2条 本学に薬学部及び応用生命科学部を置き、薬学部には薬学科を、応用生命科学部に応用生命科学科を置く。応用生命科学科にバイオ工学コース、環境科学コース、食品科学コース、理科教職コースを置く。

2 学部の入学定員及び収容定員は、次のとおりとする。

学部	学科	入学定員	収容定員
薬学部	薬学科	180人	1,080人
	計	180人	1,080人
応用生命科学部	応用生命科学科	120人	480人
	計	120人	480人
合計		300人	1,560人

(大学院)

第3条 本学に大学院を置く。

2 大学院に関する事項については、新潟薬科大学大学院学則で定める。

(学内共同利用教育研究施設等)

第4条 本学に次の学内共同利用教育研究施設を置く。

放射性同位元素利用施設

実験動物施設

遺伝子実験施設

共同利用機器施設

情報処理教育研究施設

- 2 学内共同利用教育研究施設に関し必要な事項は、部局長会の議を経て、学長が別に定める。
- 3 薬学部の附属施設として薬用植物園を置く。
- 4 薬用植物園に関し必要な事項は、薬学部の教授会の議を経て、学部長が別に定める。

(附属図書館)

第5条 本学に附属図書館を置く。

- 2 附属図書館に関し必要な事項は、別に定める。

(事務部)

第6条 本学に事務部を置く。

- 2 事務部の組織及び事務分掌等については、学校法人新潟科学技術学園（以下「本学園」という。）事務組織規程（昭和58年4月20日制定）の定めるところによる。

### 第3節 職員組織及び職員の任用

(職員組織)

第7条 本学に、学長、学部長、教授、准教授、講師、助教、助手、事務職員及び技術職員を置く。ただし、講師については学長の判断により置かないことができる。

- 2 学長は、本学の学事を統括する。
- 3 学部長は、その学部の学事を統括する。
- 4 職員の定員は、別に定める。
- 5 職員の職務については、学校教育法及び本学園服務規程（昭和52年4月1日制定）の定めるところによる。

(職員の任用)

第8条 教育職員及び技術職員の任用は、各学部の教授会及び部局長会の議を経て本学園の理事長（以下「理事長」という。）が行う。ただし、学長及び学部長の任用は、別に定める学長選考規程又は学部長選考規程の手続きを経て、理事長が行う。

- 2 事務系職員の任用は、本学園事務局長の選考に基づいて学長が推薦し、理事長が行う。

### 第4節 運営組織

(部局長会)

第9条 本学に部局長会を置く。

- 2 部局長会は、学長、学部長、学生部長及び図書館長並びに、それぞれの学部から選出された教員をもって組織する。
- 3 部局長会は、次の事項を審議する。
  - (1) 学則その他重要な規則の制定、改廃に関すること。
  - (2) 大学の機構組織に関すること。
  - (3) 大学の予算に関すること。

- (4) 人事の基準に関すること。
  - (5) 学生の定員に関すること。
  - (6) 学生の厚生及びその身分に関する重要なこと。
  - (7) 各学部の連絡調整に関すること。
  - (8) その他大学の運営に関する重要なこと。
- 4 部局長会は、学長が招集しその議長となる。
- 5 その他部局長会について必要な事項は、別に定める。

(教授会)

第9条の2 本学の各学部に教授会を置く。

- 2 教授会の運営に関し必要な事項は、各学部の教授会の議を経て、学部長が別に定める。

#### 第5節 学年、学期及び休日

(学年)

第10条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(学期)

第11条 学年を次の2学期に分ける。

前期 4月1日から9月30日まで

後期 10月1日から翌年3月31日まで

- 2 学長が必要と認めたときは、前項の学期区分を変更することができる。

(休業日)

第12条 休業日は、次のとおりとする。

- (1) 日曜日及び土曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に定める日
- (3) 本学の開学記念日 6月14日
- (4) 春季休業 3月20日から3月31日まで
- (5) 夏季休業 7月25日から8月31日まで
- (6) 冬季休業 12月25日から翌年1月7日まで

- 2 学長が必要と認めたときは、前項の休業日を変更し、授業を行うことができる。また、臨時に休業日を定めることができる。

### 第2章 学部通則

#### 第1節 修業年限及び在学年限

(修業年限)

第13条 薬学部の修業年限は、6年とし、応用生命科学部は4年とする。

(在学年限)

第14条 学生は、修業年限の2倍を超えて在学することができない。ただし、薬学部にあつては、同一年次に2年を超えることができない。

## 第2節 入学

### (入学の時期)

第15条 入学の時期は、学年の始めとする。ただし、編入学、転入学、再入学及び次条第3号に該当する者については、各学期の始めとすることができる。

### (入学資格)

第16条 本学に入学することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 高等学校又は中等教育学校を卒業した者
- (2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）
- (3) 外国において、学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定したもの
- (4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (5) 専修学校の高等課程（修業年限が3年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- (6) 文部科学大臣の指定した者
- (7) 高等学校卒業程度認定試験規則（平成17年文部科学省令第1号）による高等学校卒業程度認定試験に合格した者（旧規程による大学入学資格検定に合格した者を含む。）

### (入学の出願)

第17条 本学に入学を志願する者は、入学願書に所定の検定料及び別に定める書類を添付して願い出なければならない。

### (入学者の選考)

第18条 前条の入学志願者については、別に定めるところにより各学部の教授会の議を経て選考を行う。

### (入学手続き及び入学許可)

第19条 前条の選考の結果に基づき合格の通知を受けた者は、所定の期日までに所定の書類を提出するとともに、第35条別表第2に定める所定の入学金等の学費を納付しなければならない。

2 学長は、前項の入学手続きを完了した者に入学を許可する。

### (編入学、転入学及び再入学)

第 20 条 次の各号の一に該当する者で、本学の各学部編入学、転入学又は再入学（以下「編入学等」という。）を志願する者があるときは、欠員のある場合に限り、選考のうえ、相当年次に入学を許可することがある。

- (1) 学士の学位を有する者
- (2) 学校教育法施行規則（昭和 22 年文部省令第 11 号）附則第 7 条に定める従前の規定による学校の課程を修了し、又はこれらの学校を卒業した者
- (3) 短期大学又は高等専門学校を卒業した者
- (4) 修業年限 4 年以上の大学において、1 年次修了以上の学力があると認められた者
- (5) 外国において、学校教育における 13 年の課程を修了し、大学の 1 年次修了以上の学力があると認められた者

2 編入学等を志願する者は、第 17 条の規定により出願しなければならない。なお、転入学を志願する者については、出願の際に現に在籍する大学の学長又は学部長の転入学についての承諾書を添付しなければならない。

3 編入学等の志願者の選考は、各学部の教授会の議を経て行う。

4 前 3 項の規定により、入学を許可された者の既に履修した授業科目及び単位数の取扱い並びに修業年限については、第 13 条の規定にかかわらず各学部の教授会の議を経て学部長が決定する。

### 第 3 節 教育課程及び履修方法等

（授業科目）

第 21 条 本学の教育課程は、各学部又は学科の教育上の目的及び特色に基づき、編成するものとする。また、授業科目を分けて教養教育に関する授業科目（保健体育及び外国語に関する授業科目を含む。以下「教養科目」という。）及び専門教育に関する授業科目（以下「専門科目」という。）とする。

2 授業科目の名称、単位数及び必修、選択の別は、別表第 1 の 1、別表第 1 の 2、及び別表 1 の 3 のとおりとする。

3 授業科目の履修に関し必要な事項は、各学部の教授会の議を経て学部長が定める。

（単位の計算方法）

第 22 条 各授業科目の単位数は、1 単位の授業科目を 45 時間の学修を必要とする内容をもって構成し、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により単位数を計算するものとする。

(1) 講義及び演習については、15 時間から 30 時間までの範囲の授業をもって 1 単位とする。

(2) 実験、実習及び実技については、30 時間から 45 時間までの範囲の授業をもって 1 単位とする。

2 前項の規定にかかわらず、卒業研究については、学修の成果を評価して単位を与える。

(単位の授与)

第 23 条 履修した授業科目について試験を行い、その試験に合格した者には、所定の単位を与える。ただし、実習、体育実技などは平常の成績によることができる。試験の方法は、各学部の教授会の議を経て学部長が別に定める。

(1年間の授業期間)

第 23 条の 2 1年間の授業を行う期間は、定期試験等の期間を含め、35週にわたることを原則とする。

(卒業に必要な授業科目の履修と単位数)

第 24 条 薬学部の卒業に必要な授業科目の履修と単位数については、次の表に掲げるとおりとする。

区分	教養科目	専門科目	合計
必修科目	12 単位	163.5 単位	175.5 単位
選択科目	5 単位以上	5.5 単位以上	10.5 単位以上
合計	17 単位以上	169 単位以上	186 単位以上

2 応用生命科学部の卒業に必要な授業科目の履修と単位数については、次の表に掲げるとおりとする。

区分	教養科目	専門科目		合計
		共通科目	コース別科目	
必修科目	11 単位	51 単位	30 単位	92 単位
選択科目	15 単位以上	—	17 単位以上	32 単位以上
合計	26 単位以上	51 単位	47 単位以上	124 単位以上

(他大学等における授業科目の履修等)

第 25 条 教育上有益と認めるときは、他の大学又は短期大学との協議に基づき学生に当該他大学又は短期大学の授業科目を履修させることができる。

2 前項の規定により履修した授業科目について修得した単位については、各学部の教授会の議に基づき、30 単位を限度として卒業要件の単位として認めることができる。

(第 1 年次入学者の既修得単位の認定)

第 26 条 大学又は短期大学を卒業又は中途退学し、新たに本学の各学部の第 1 年次に入学した学生の既修得単位について、教育上有益と認めるときは、これを本学の各学部において修得したものとして認定することができる。

2 前項の単位認定は、教養科目又は専門科目の単位として 30 単位を限度として行う。

(成績)

第 27 条 授業科目の試験の成績は、優、良、可、不可の 4 種の評価をもって表し、優、良、可を合格とし、不可を不合格とする。

(その他)

第 28 条 この節に定めるもののほか、履修方法、試験の受験資格等については、各学部の教授会の議を経て学部長が別に定める。

#### 第 4 節 休学・転学・留学及び退学等

(休学)

第 29 条 疾病その他やむを得ない理由により 3 月以上修学することができない者は、所定の休学願（疾病にあつては、診断書添付のこと）を学部長に提出し、その許可を得て休学することができる。

- 2 入学年次については、原則として前期の休学を認めない。
- 3 疾病その他の理由により、修学することが適当でないと認められる者については、学部長は休学を命ずることができる。

(休学期間)

第 30 条 休学期間は、1 年以内とする。ただし、特別の理由がある場合は、1 年を限度として休学期間の延長を認めることができる。

- 2 休学期間は、通算して 4 年を超えることができない。
- 3 休学期間は、第 14 条の在学年限には算入しない。
- 4 休学期間中にその理由が消滅した場合は、学部長の許可を得て復学することができる。

(転学及び転学部、転学科)

第 31 条 他の大学への転学を志願しようとする者は、所定の手続きにより学長の許可を得なければならない。

- 2 本学の学生で、本学の他の学部又は同一学部の他の学科に転学部若しくは転学科を希望する者は、学部長の承認を得なければならない。
- 3 前項の転学部又は転学科は、志願先の教授会の議を経て学部長が許可することがある。

(留学)

第 32 条 外国の大学又は短期大学で学修することを志願する者は、所定の手続きにより学部長の許可を得て留学することができる。

- 2 前項の許可を得て留学した期間は、第 13 条に定める修業年限に算入する。
- 3 第 25 条の規定は、外国の大学又は短期大学へ留学する場合に準用する。

(学生の在外研究)

第 32 条の 2 国際学会での発表等、学術研究及び国際交流の目的で在外研究を希望する者は、所定の手続きにより学部長の許可を得て出張することができる。

- 2 学生の在外研究に関し必要な事項は、別に定める。

(退学)

第 33 条 退学しようとする者は、所定の手続きにより学長の許可を得なければならない。

- 2 学長は、次の各号の一に該当する者には、退学を命ずることができる。

- (1) 学費納入の督促を受けてから 30 日以内に納入しない者
- (2) 休学期間が満了しても復学しない者
- (3) 正当な理由がなく欠席長期にわたる者

(除籍)

第 34 条 学長は、次の各号の一に該当する者を各学部の教授会の議を経て、除籍するものとする。

- (1) 第 14 条に定める在学できる期間を超える者
- (2) 第 30 条第 2 項に定める休学期間を超える者
- (3) 死亡の届出のあった者
- (4) 行方不明の届出のあった者

#### 第 5 節 学費等

(授業料等学費の額及び納期)

第 35 条 学費の額及び納入期限は、別表第 2 に掲げるとおりとする。

2 学部長は、学費を納入期限までに納入しないときは、登校を停止させることがある。

(納入済の学費等の取扱い)

第 36 条 納入した入学検定料及び学費は、原則として返還しない。ただし、1 年次入学前の所定の期日までに入学辞退を申し出た者の学費については、この限りでない。

(休学期間中の学費の取扱い)

第 37 条 休学期間中の学費のうち授業料については、免除することがある。ただし、各学期の途中から休学し又は復学した場合は、当該学期の授業料を納入しなければならない。

(停学期間中の学費の取扱い)

第 37 条の 2 第 42 条第 2 項に規定する停学を命ぜられた場合は、その期間中の学費を徴収する。

(学費の免除又は徴収猶予)

第 37 条の 3 学費の一部又は全部については、別に定めるところにより、免除又は徴収猶予することがある。

(手数料その他の費用)

第 38 条 入学検定料を含む手数料の種類及びその額については、各学部の教授会の議を経て学部長が別に定める。

2 実習等で特別に必要な経費については、実費を徴収することがある。

#### 第 6 節 卒業及び学位

(卒業)

第 39 条 本学の学部修業年限以上在学し、第 24 条に規定する単位を修得した者には、各学部の教授会の議を経て、学長が卒業を認定する。ただし、応用生命科学部の学生で、学校教育法施行規則（昭和 22 年文部省令第 11 号）第 147 条の規定により、当該学部に 3 年以上在学



したもの（これに準ずるものとして文部科学大臣の定める者を含む。）が、卒業の要件として当該学部の定める単位を優秀な成績で修得したと認める場合には、第 24 条の規定にかかわらず、その卒業を認めることができる。

2 学長は、卒業を認定した者に対して、卒業証書を授与する。

（学位）

第 40 条 学長は、卒業を認定された者に対して、薬学部にあつては学士（薬学）、応用生命科学部にあつては学士（応用生命科学）の学位を授与する。

2 学士の学位に関し必要な事項については、新潟薬科大学学位規程で定める。

### 第 3 章 通則

#### 第 1 節 賞罰

（表彰）

第 41 条 学生として表彰に値する行為があつた者は、各学部の教授会の議を経て、学長が表彰することができる。

（懲戒）

第 42 条 本学の規則に違反し、又は学生としての本分に反する行為をした者は、各学部の教授会の議を経て、学長が懲戒する。

2 前項の懲戒の種類は、退学、停学及び訓告とする。

3 前項の退学は、次の各号の一に該当する者に対して行う。

（1） 性行不良で改善の見込みがないと認められる者

（2） 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者

（3） 正当な理由がなくて出席常でない者

（4） 本学の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者

#### 第 2 節 研究生、科目等履修生、特別研究員及び外国人留学生

（研究生）

第 43 条 本学の各学部において特定の専門事項について研究することを志願する者があるときは、学部の教育に支障がない場合に限り、選考のうえ研究生として学部長が入学を許可することができる。

（科目等履修生）

第 44 条 本学の各学部の特定科目について履修を志願する者があるときは、学部の教育に支障のない場合に限り、選考のうえ科目等履修生として学部長が入学を許可することができる。

2 科目等履修生には、学則第 23 条及び第 27 条の規定を準用して単位を与えることができる。

（特別研究員）

第 45 条 特殊の事項について、特定の研究室において、研究することを志願する者があるときは、学部の教育に支障がない場合に限り、選考のうえ特別研究員として学部長が入学を許可することがある。

(研究生、科目等履修生、特別研究員の受入条件等)

第 46 条 研究生、科目等履修生及び特別研究員の受入条件、年限、経費等については、別表第 3 に掲げるとおりとする。

(外国人留学生)

第 47 条 外国人で大学で教育を受ける目的をもって入国し、本学の各学部に入學を志願する者があるときは、選考のうえ、外国人留学生として学長が入学を許可することがある。

2 前項の外国人留学生に対しては、第 21 条第 2 項に定めるもののほか、日本語科目及び日本事情に関する科目を置くことがある。

3 外国人留学生に関し必要な事項は、各学部の教授会の議を経て学部長が別に定める。

### 第 3 節 公開講座

(公開講座)

第 48 条 社会人の教養を高め、文化の向上に資するため、本学に公開講座を開設することがある。

### 附 則

1 この学則は、平成 3 年 4 月 1 日から施行する。

2 新潟薬科大学学則（昭和 52 年 4 月 1 日制定）は、廃止する。

3 この学則施行の日に在籍する者のうち、昭和 58 年度から昭和 63 年度までに入学した者の学費の額及び納期毎の納入額については、第 35 条の規定にかかわらず、本学に引き続き在籍する間は、前項の規定による廃止前の新潟薬科大学学則（以下「旧学則」という。）の規定を適用し、次のとおりとする。

入学年度	納期区分	学費区分と納期別納入額	
		授業料	施設設備資金
昭和 58 年度及び 昭和 59 年度	前期	円 375,000	円 309,000
	後期	375,000	309,000
	計	750,000	618,000
昭和 60 年度から 昭和 63 年度まで	前期	450,000	412,000
	後期	450,000	412,000
	計	900,000	824,000

- 4 旧学則に基づいて制定した、次の規程及びこの規程により定められた細則等は、この学則によって定められたものとみなす。

新潟薬科大学学長選考規程（昭和56年11月12日制定）

新潟薬科大学教授会規程（昭和54年12月1日制定）

新潟薬科大学教育職員選考規程（昭和55年7月21日制定）

新潟薬科大学薬用植物園規程（昭和55年4月1日制定）

新潟薬科大学授業科目履修規程（昭和52年4月制定）

附 則

- この学則は、平成3年9月25日（以下「施行日」という。）から施行し、平成3年10月1日から適用する。ただし、改正後の学則第40条の規定については、平成3年9月20日から適用する。
- この学則の施行日において、現に在学する者に係る施設設備資金の額及び納期毎の納入額については、第35条別表第2の規定にかかわらず、平成3年度後期分から入学年度区分に応じ、次のとおりとし、その他の学費については、なお従前の例による。

入学年度区分	納期区分	施設設備資金		
		年額	納入額	
昭和59年度	前期	円 600,000	円 300,000	
	後期		300,000	
昭和60年度から 昭和63年度まで	前期	800,000	400,000	
	後期		400,000	
平成元年度から 平成2年度まで	前期	900,000	450,000	
	後期		450,000	
平成3年度	1年次	後期	800,000	400,000
	2年次 以降	前期	900,000	450,000
		後期		450,000

附 則（施行日）

- この学則は、平成4年2月26日から施行する。ただし、第6条第2項の改正規定は、平成4年4月1日から施行する。

（適用日）

- 改正後の別表第3（第46条関係）は、平成3年10月1日から適用する。

附 則

- 1 この学則は、平成5年4月1日から施行する。
- 2 この学則施行の前日において、現に在籍する学生の教育課程及び履修方法並びに単位数の取扱いについては、なお従前の例による。

附 則

この学則は、平成5年5月26日から施行する。

附 則

この学則は、平成6年4月1日から施行する。ただし、改正後の別表第2授業料については、平成7年度の入学者から適用し、施行日現在在学する者については、なお従前の例による。

附 則

この学則は、平成6年10月12日から施行する。

附 則

(施行日)

- 1 この学則は、平成7年4月1日から施行する。

(適用日)

- 2 改正後の学則第14条の規定は、施行日の前日において現に在籍する者については、なお従前の例による。
- 3 改正後の別表第2の授業料は、平成8年度の入学者から適用し、施行日現在在籍する者については、なお従前の例による。

附 則

この学則は、平成9年4月1日から施行する。ただし、別表第2については、施行日の前日現に在籍する者については、なお従前の例による。

附 則

この学則は、平成10年4月1日から施行する。ただし、別表第1の適用については、平成4年度以前の入学者の場合は、なお従前の例による。

附 則

この学則は、平成11年4月1日から施行する。ただし、改正後の第21条及び第24条並びに別表第1の規定については、平成11年度1年次生及び2年次生から適用し、施行日現在3年次及び4年次に在籍する者については、この規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この学則は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 第 2 条第 2 項の収容定員は、平成 12 年度から平成 14 年度までの間は、次のとおりとする。

学部	学科	平成 12 年度	平成 13 年度	平成 14 年度
薬学部	薬学科	250 人	260 人	270 人
	衛生薬学科	170 人	180 人	190 人
	計	420 人	440 人	460 人

- 3 改正後の別表第 1 の適用については、授業科目の名称及び施行日前日に 3 年次までに在籍する者を除き、なお従前の例による。

附 則

- 1 この学則は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 第 2 条第 2 項中、応用生命科学部にかかる収容定員は、平成 14 年度から平成 16 年度までの間は、次のとおりとする。

学部	学科	平成 14 年度	平成 15 年度	平成 16 年度
応用生命科学部	応用生命科学科	60 人	120 人	180 人
	食品科学科	60 人	120 人	180 人
	計	120 人	240 人	360 人

附 則

- 1 この学則は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。ただし、改正後の第 21 条及び第 24 条並びに別表第 1 の 1 の規定については、平成 16 年度 1 年次生から適用し、施行日現在 2 年次、3 年次及び 4 年次に在籍する者については、この規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 2 第 2 条第 2 項の薬学部の収容定員は、平成 16 年度から平成 18 年度までの間、次のとおりとする。

学部	学科	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度
薬学部	薬学科	310 人	340 人	370 人
	衛生薬学科	230 人	260 人	290 人
	計	540 人	600 人	660 人

附 則

この学則は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。ただし、改正後の第 13 条、第 14 条、第 21 条及び第 24 条並びに別表第 1 の 1、別表第 2 の規定については、平成 18 年度 1 年次入学生から適用し、施行日前日に在籍する者及び施行日現在 2 年次に在籍する者については、この規定にかかわらず、なお、従前の例による。
- 2 第 2 条第 2 項の薬学部の収容定員は、平成 18 年度から平成 22 年度までの間、次のとおりとする。

学部	学科	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
薬学部	薬学科	450	560	640	720	900
	衛生薬学科	210	160	80	—	—
	計	660	720	720	720	900

附 則

この学則は、平成 18 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。ただし、改正後の第 24 条第 2 項及び別表 1 の 2 の規定については、平成 19 年度応用生命科学部 1 年次入学生から適用し、施行日前日に在籍する者及び施行日現在 2 年次以上に在籍する者については、この規定にかかわらず、なお、従前の例による。

附 則

この学則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、平成 22 年 4 月 21 日から施行し、平成 22 年 4 月 1 日から適用する。ただし、改正後の第 35 条別表第 2 の備考 2 については、平成 18 年度薬学部入学生から適用し、平成 17 年度以前の入学者については、この規定にかかわらず、なお、従前の例による。

附 則

- 1 この学則は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。ただし、改正後の第 21 条及び別表第 1 の 1、別表第 1 の 2 の規定については、平成 18 年度以降の薬学部入学生で施行日現在 1 年次から 4 年次までに在籍する者、及び平成 24 年度以降の薬学部入学生に適用し、それ以外の者については、この規定にかかわらず、なお、従前の例による。また、改正後の第 24 条第 1 項の規定については、平成 23 年度薬学部 1 年次入学生から適用し、施行日前日に在籍す

る者及び施行日現在2年次以上に在籍する者については、この規定にかかわらず、なお、従前の例による。

2 改正後の別表第2については、平成23年3月31日から適用する。

#### 附 則

1 この学則は、平成24年4月1日から施行する。ただし、改正後の第24条第2項及び別表第1の3の規定は、施行日の前日において現に在籍する者については、なお、従前の例による。

2 第2条第2項の応用生命科学部の収容定員は、平成24年度から平成26年度までの間、次のとおりとする。

学部	学科	平成24年度	平成25年度	平成26年度
応用生命科学部	応用生命科学科	300人	360人	420人
	食品科学科	180人	120人	60人
	計	480人	480人	480人

別表第1の1(第21条関係)

薬学部授業科目単位配分表(平成23年度1次入学生から適用)  
(必修科目)

区分	授業科目	単位数
教養科目	英語リスニングⅠ(英語Ⅰ)	1
	英語リーディングⅠ(英語Ⅱ)	1
	英語リスニングⅡ(英語Ⅲ)	1
	英語リーディングⅡ(英語Ⅳ)	1
	保健体育理論	1
	原子や分子の構造(基礎化学)	1
	薬学の基礎物理(物理学)	1
	微積分	1
	統計解析	1
	情報リテラシ(情報科学概論・同実習)	1
	体育実技Ⅰ	1
	体育実技Ⅱ	1
	基礎薬学科目	薬学への招待Ⅰ
薬学への招待Ⅱ		0.5
薬学への招待Ⅲ		0.5
薬学への招待Ⅳ		0.5
疾患と薬学(薬学入門)		1
生命の大切さ(倫理とコミュニケーションⅠ)		1
症候と疾患(疾病と症状)		1
物質の構造と状態(基礎物理化学)		1
平衡の理論(薬品物理化学Ⅰ)		1
反応速度論(薬品物理化学Ⅱ)		1
物理化学から見た薬		1
化学平衡		1
物質濃度の測定(定量分析化学)		0.5
物質の分離と定量Ⅰ(薬品分析学Ⅰ)		0.5
物質の分離と定量Ⅱ(薬品分析学Ⅱ)		0.5
分析技術の臨床応用(臨床化学Ⅰ)		1
生体分子の解析		1
有機分子の構造Ⅰ(有機化学Ⅰ)		1
有機分子の構造Ⅱ(有機化学Ⅱ)		1
官能基の性質Ⅰ(薬化学Ⅰ)		1
官能基の性質Ⅱ(薬化学Ⅱ)		1
有機分子の構造決定(分子構造解析学)		1
目的化合物をつくる(合成化学)		1
生体分子のコアとパーツ(生物有機化学)		1
医薬品のコアとパーツⅠ(メディカルケミストリーⅠ)		1
医薬品のコアとパーツⅡ(メディカルケミストリーⅡ)		1
有機化学から見た薬		1
自然が生み出す薬物Ⅰ(薬用植物学)		1
自然が生み出す薬物Ⅱ(生薬学)		1
細胞の構造と機能(生物学Ⅱ)		1
体の構造と機能Ⅰ(機能形態学Ⅰ)		1
体の構造と機能Ⅱ(機能形態学Ⅱ)		1
感染症と微生物Ⅰ(微生物学Ⅰ)		1
感染症と微生物Ⅱ(微生物学Ⅱ)		1
細胞を構成する分子(生化学Ⅰ)		1
生命活動とタンパク質(生化学Ⅱ)		1
生命活動のしくみ(生化学Ⅲ)		1
生命情報と遺伝子(分子生物学Ⅰ)		1
遺伝子を操作する(分子生物学Ⅱ)		1
生体の防御(免疫学)		1
生体の情報伝達(生理化学)		1
生命体と薬		1
薬学英語Ⅰ		1
構造から理解する有機分子(有機化学演習)		1
薬学の基礎計算演習		0.5
社会と薬学の基礎(討論学習Ⅰ)		1
社会と薬学の臨床(討論学習Ⅱ)		1
生物学実習	1	
物理化学実習	1	
薬品分析化学実習	1	



専 門	薬品化学実習 I	1
	薬品化学実習 II	1
	生薬学実習	1
	微生物学実習	1
	生化学実習	1
科 目	医療・衛生薬学 社会・集団と健康（公衆衛生学）	1
	栄養と健康（衛生化学 I）	1
	有害物質と生体（衛生化学 II）	1
	化学物質と毒性（衛生化学 III）	1
	生活環境と健康（衛生化学 IV）	1
	予防薬学と社会薬学	1
	薬の効くプロセス（薬理学・薬物動態学序論）	1
	薬理作用と副作用 I（薬理学・毒性学 I）	1
	薬理作用と副作用 II（薬理学・毒性学 II）	1
	薬理作用と副作用 III（薬理学・毒性学 III）	1
	薬理作用と副作用 IV（薬理学・毒性学 IV）	1
	最新薬理学	1
	副作用・相互作用	1
	製剤の基礎（製剤学 I）	1
	製剤設計（製剤学 II）	1
	薬物の体内動態（薬物動態学 I）	1
	薬物動態の解析（薬物動態学 II）	1
	最新製剤学	1
	医療人としての心構え（倫理とコミュニケーション）	0.5
	患者との信頼関係（倫理とコミュニケーション III）	0.5
	症候と臨床検査値（臨床化学 II）	1
	疾病の成り立ち（病理学）	1
	医薬品情報と患者（医薬品情報学）	1
	医薬品の開発 I（新薬論・一般薬）	1
	処方せんと調剤 I（臨床薬剤学）	1
	処方せんと調剤 II（臨床薬剤治療学）	1
	疾患と薬物治療 I（薬物治療学 I）	1
	疾患と薬物治療 II（薬物治療学 II）	1
	疾患と薬物治療 III（薬物治療学 III）	1
	患者個々の薬物治療（臨床薬物動態学）	1
	薬剤師と法律・制度 I（薬事関係法規・制度）	1
	薬剤師と法律・制度 II	1
	コメディカルの役割	1
	病態と処方 I	1
	病態と処方 II	1
	病態と処方 III	1
	病態と処方 IV	1
	病態と処方 V	1
	症例と薬物治療 I	1
	症例と薬物治療 II	1
	症例と薬物治療 III	1
	症例と薬物治療 IV	1
症例と薬物治療 V	1	
化学構造と薬理作用（薬理学演習）	0.5	
衛生化学実習	1	
薬理学実習	1	
製剤学実習	1	
臨床化学実習	0.5	
薬物治療学実習	1	
調剤学実習	1	
TDM実習	0.5	
総 合 科 目	臨床実務事前実習	8
	臨床実務実習	20
	卒業研究 I	4
	卒業研究 II	10
	総合薬学演習（討論学習 III）	2
	薬学総括演習 I	9
薬学総括演習 II	11	

(選択科目)

区分	授業科目	単位数	卒業の要件
教養科目	外国語A I	0.5	自然科学系科目を必ず1単位以上含み、教養科目全体として5単位以上選択し修得すること。ただし、外国語A、B、C、DはそれぞれIとIIの組合せで修得しなければならない。
	外国語A II	0.5	
	外国語B I	0.5	
	外国語B II	0.5	
	外国語C I	0.5	
	外国語C II	0.5	
	外国語D I	0.5	
	外国語D II	0.5	
	人文社会A	1	
	人文社会B	1	
	人文社会C	1	
	人文社会D	1	
	人文社会E	1	
	人文社会F	1	
	自然科学系	薬学の基礎生物（生物学Ⅰ）	
基礎微積分		1	
基礎統計解析		1	
専門科目	分子の立体構造（生物物理化学）	1	5.5単位以上選択し修得すること。
	漢方医学の基礎（漢方概論）	1	
	薬学の生命科学（生命の科学）	1	
	食品衛生	1	
	香粧品の科学	1	
	疾患と栄養（臨床栄養学）	1	
	保健機能食品の科学	1	
	薬局の役割と経営	1	
	新薬の開発と一般薬	1	
	医薬品の開発と治験	1	
	科学と薬学Ⅰ	0.5	
	科学と薬学Ⅱ	0.5	
	薬学英語Ⅱ	1	
	薬物動態演習	1	
	社会保障と医療経済（医療経済学）	1	
	メディカル・スタッフと共に学ぶⅠ（総合医療学習Ⅰ）	1	
	メディカル・スタッフと共に学ぶⅡ（総合医療学習Ⅱ）	1	
	医薬品の開発Ⅱ（臨床統計学）	1	
	#生体分子認識学	1	
	#食料・食品資源学	1	
	#栄養科学	1	
	#バイオインフォマティクス	1	
	#構造生物学とタンパク質工学	1	
	#食品安全学	1	
#動物バイオテクノロジー	1		
#ゲノム創薬	1		

#は応用生命科学部開講科目

別表第1の2(第21条関係)

薬学部授業科目単位配分表(平成18年度から平成22年度までの入学生で平成23年度の1年次から4年次までに在籍する者、及び平成23年度の2年次以上に編入学等を行った者に適用)

(必修科目)

区分	授業科目	単位数
教 養 科 目	英語リスニングⅠ(英語Ⅰ)	1
	英語リーディングⅠ(英語Ⅱ)	1
	英語リスニングⅡ(英語Ⅲ)	1
	英語リーディングⅡ(英語Ⅳ)	1
	保健体育理論	1
	微積分・統計Ⅰ(数学Ⅰ)	1
	微積分・統計Ⅱ(数学Ⅱ)	1
	微積分・統計Ⅲ(統計学)	1
	情報リテラシ(情報科学概論・同実習)	1
	体育実技Ⅰ	1
体育実技Ⅱ	1	
基 礎 薬 学 科 目	薬学への招待Ⅰ(薬学概論Ⅰ)	1
	薬学への招待Ⅱ(薬学概論Ⅱ)	1
	医薬品と薬学(薬学入門Ⅰ)	1
	疾患と薬学(薬学入門Ⅱ)	1
	生命の大切さ(倫理とコミュニケーションⅠ)	1
	症候と疾患(疾病と症状)	1
	薬学の基礎物理(物理学)	1
	物質の構造と状態(基礎物理化学)	1
	平衡の理論(薬品物理化学Ⅰ)	1
	反応速度論(薬品物理化学Ⅱ)	1
	物理化学から見た薬	1
	化学平衡(定性分析化学)	1
	物質濃度の測定(定量分析化学)	1
	物質の分離と定量(薬品分析学)	1
	分析技術の臨床応用(臨床化学Ⅰ)	1
	生体分子の解析(機器分析学)	1
	原子や分子の構造(無機化学)	1
	有機分子の構造Ⅰ(有機化学Ⅰ)	1
	有機分子の構造Ⅱ(有機化学Ⅱ)	1
	官能基の性質Ⅰ(薬化学Ⅰ)	1
	官能基の性質Ⅱ(薬化学Ⅱ)	1
	有機分子の構造決定(分子構造解析学)	1
	目的化合物をつくる(合成化学)	1
	生体分子のコアとパーツ(生物有機化学)	1
	医薬品のコアとパーツⅠ(デザインケミストリーⅠ)	1
	医薬品のコアとパーツⅡ(デザインケミストリーⅡ)	1
	有機化学から見た薬	1
	自然が生み出す薬物(薬用植物学)	1
	生薬と化学成分Ⅰ(生薬学Ⅰ)	1
	細胞の構造と機能(生物学Ⅱ)	1
	体の構造と機能Ⅰ(機能形態学Ⅰ)	1
	体の構造と機能Ⅱ(機能形態学Ⅱ)	1
	感染症と微生物Ⅰ(微生物学Ⅰ)	1
	感染症と微生物Ⅱ(微生物学Ⅱ)	1
	細胞を構成する分子(生化学Ⅰ)	1
	生命活動とタンパク質(生化学Ⅱ)	1
	生命活動のしくみ(生化学Ⅲ)	1
	生命情報と遺伝子(分子生物学Ⅰ)	1
	遺伝子を操作する(分子生物学Ⅱ)	1
	生体の防御(免疫学)	1
生体の情報伝達(生理化学)	1	
生命体と薬	1	
薬学英語Ⅰ	1	
構造から理解する有機分子(有機化学演習)	1	
薬学の基礎計算演習	1	
社会と薬学の基礎(討論学習Ⅰ)	1	
社会と薬学の臨床(討論学習Ⅱ)	1	
生物学実習	1	
物理化学実習	1	
薬品分析化学実習	1	
薬品化学実習Ⅰ	1	

専 門	薬品化学実習Ⅱ	1
	生薬学実習	1
	微生物学実習	1
	生化学実習	1
科 目	医療・衛生薬学 社会・集団と健康（公衆衛生学）	1
	栄養と健康（衛生化学Ⅰ）	1
	有害物質と生体（衛生化学Ⅱ）	1
	化学物質と毒性（衛生化学Ⅲ）	1
	生活環境と健康（衛生化学Ⅳ）	1
	予防薬学と社会薬学	1
	薬の効くプロセス（薬理学・薬物動態学序論）	1
	薬理作用と副作用Ⅰ（薬理学・毒性学Ⅰ）	1
	薬理作用と副作用Ⅱ（薬理学・毒性学Ⅱ）	1
	薬理作用と副作用Ⅲ（薬理学・毒性学Ⅲ）	1
	薬理作用と副作用Ⅳ（薬理学・毒性学Ⅳ）	1
	最新薬理学	1
	副作用・相互作用	1
	製剤の基礎（製剤学Ⅰ）	1
	製剤設計Ⅰ（製剤学Ⅱ）	1
	薬物の体内動態（薬物動態学Ⅰ）	1
	薬物動態の解析（薬物動態学Ⅱ）	1
	最新製剤学	1
	医療人としての心構え（倫理とコミュニケーションⅠ）	1
	患者との信頼関係（倫理とコミュニケーションⅢ）	1
	症候と臨床検査値Ⅰ（臨床化学Ⅱ）	1
	疾病の成り立ちⅠ（病理学Ⅰ）	1
	医薬品情報と患者（医薬品情報学）	1
	医薬品の開発Ⅰ（新薬論・一般薬）	1
	処方せんと調剤Ⅰ（臨床薬剤学）	1
	処方せんと調剤Ⅱ（臨床薬剤治療学）	1
	疾患と薬物治療Ⅰ（薬物治療学Ⅰ）	1
	疾患と薬物治療Ⅱ（薬物治療学Ⅱ）	1
	疾患と薬物治療Ⅲ（薬物治療学Ⅲ）	1
	患者個々の薬物治療（臨床薬物動態学）	1
	薬剤師と法律・制度Ⅰ（薬事関係法規・制度）	1
	薬剤師と法律・制度Ⅱ	1
	コメディカルの役割	1
	病態と処方Ⅰ	1
	病態と処方Ⅱ	1
	病態と処方Ⅲ	1
	病態と処方Ⅳ	1
	病態と処方Ⅴ	1
	症例と薬物治療Ⅰ	1
	症例と薬物治療Ⅱ	1
	症例と薬物治療Ⅲ	1
	症例と薬物治療Ⅳ	1
	症例と薬物治療Ⅴ	1
	化学構造と薬理作用（薬理学演習）	1
	衛生化学実習	1
	薬理学実習	1
	薬剤学実習	1
臨床化学実習	1	
薬物治療学実習	1	
調剤学実習	1	
総合 科目	臨床実務事前実習	6
	臨床実務実習	20
	卒業研究Ⅰ	4
	卒業研究Ⅱ	10
	総合薬学演習（討論学習Ⅲ）	2
	薬学総括演習Ⅰ	7
薬学総括演習Ⅱ	10	

(選択科目)

区分	授業科目	単位数	卒業の要件
教養科目	外国語A I	0.5	3単位以上選択し修得すること。ただし、外国語A、B、C、DはそれぞれIとIIの組合せで修得しなければならない。
	外国語A II	0.5	
	外国語B I	0.5	
	外国語B II	0.5	
	外国語C I	0.5	
	外国語C II	0.5	
	外国語D I	0.5	
	外国語D II	0.5	
	人文社会A	1	
	人文社会B	1	
	人文社会C	1	
	人文社会D	1	
	人文社会E	1	
人文社会F	1		
専門科目	薬学の基礎数学	1	8単位以上選択し修得すること。
	薬学の基礎生物（生物学Ⅰ）	1	
	分子の立体構造（生物物理化学）	1	
	漢方医学の基礎（漢方概論）	1	
	薬学の生命科学（生命の科学）	1	
	食品衛生	1	
	製剤設計Ⅱ（製剤学Ⅲ）	1	
	化粧品科学	1	
	疾患と栄養（臨床栄養学）	1	
	保健機能食品科学	1	
	薬局の役割と経営	1	
	新薬の開発と一般薬	1	
	医薬品開発と治験	1	
	疾患と漢方薬	1	
	生薬と化学成分Ⅱ（生薬学Ⅱ）	1	
	薬学英語Ⅱ	1	
	症候と臨床検査値Ⅱ（臨床化学Ⅲ）	1	
	疾病の成り立ちⅡ（病理学Ⅱ）	1	
	薬物動態演習	1	
	社会保障と医療経済（医療経済学）	1	
	医薬品資源としての天然物（天然物化学）	1	
	リード化合物の創製	1	
	疾患と薬物治療Ⅳ（薬物治療学Ⅳ）	1	
	医薬品開発Ⅱ（臨床統計学）	1	
	#生体分子認識学	1	
	#食料・食品資源学	1	
	#栄養科学	1	
#バイオインフォマティクス	1		
#構造生物学とタンパク質工学	1		
#食品安全学	1		
#動物バイオテクノロジー	1		
#ゲノム創薬	1		

#は応用生命科学部開講科目

別表第1の3(第21条関係)  
 応用生命科学部授業科目単位配分表  
 教養科目

区分	授業科目	単位		
教養必修科目 (11単位)	英語 I	1		
	英語 II	1		
	英語 III	1		
	英語 IV	1		
	1年次セミナー	1		
	スタートアップセミナー	2		
	生命情報科学概論	1		
	生命情報科学演習 I	0.5		
	生命情報科学演習 II	0.5		
	健康管理	2		
	教養選択科目 (15単位以上)	外国語 (3単位以上) [ドイツ語、中国語、韓国語 は、それぞれの I を履修し なければその II を履修でき ない]	コミュニケーション英語 I	1
		コミュニケーション英語 II	1	
		上級リーディング英語	1	
TOEIC英語 I		1		
TOEIC英語 II		1		
ドイツ語 I		1		
ドイツ語 II		1		
中国語 I		1		
中国語 II		1		
韓国語 I		1		
韓国語 II		1		
自然科学系 (4単位以上)		基礎数学	2	
物理学		2		
地学		2		
統計学		2		
社会・人文科学系 (4単位以上)		バイオとフードに関する経済	2	
バイオとフードを巡る国際関係論		1		
バイオとフードに関する法律		2		
生命倫理		2		
科学技術論		2		
法学		2		
歴史学		2		
キャリア教育		職業とキャリア形成 I	1	
キャリア形成実践演習		1		
職業とキャリア形成 II		1		
体育		スポーツ	1	

専門科目

区分	授業科目	単位	
専門必修科目 (81単位)	共通必修科目 (51単位)	生物学 I	2
	生物学 I 演習	1	
	生物学 II	2	
	生物学 II 演習	1	
	化学 I	2	
	化学 I 演習	1	
	化学 II	2	
	化学 II 演習	1	
	無機化学	2	
	有機化学 I	2	
	有機化学 I 演習	1	
	有機化学 II	2	
	生化学 I	2	
	生化学 II	2	
	生物有機化学	2	
	物理化学	2	
	分析化学	2	
	機器分析学	2	
	微生物科学	2	
	細胞生物学	2	
	分子生物学	2	
	生物工学	2	
	環境科学 I	2	
	食品化学	2	
	応用生命科学特別講義	2	
	科学技術英語	1	
	応用生命科学基礎実験 I	1	
	応用生命科学基礎実験 II	1	
	応用生命科学基礎実験 III	1	
	応用生命科学基礎実験 IV	1	
	応用生命科学入門実験	1	
	バイオ工学コース必修科目 (30単位)	微生物バイオテクノロジー	2
	植物バイオテクノロジー	2	
	動物バイオテクノロジー	2	
	植物生理学	2	
	有機合成化学	2	
	機能形態学	2	
	細胞免疫学	2	
	バイオインフォマティクス	2	
	微生物・遺伝子工学実験	1	
	植物バイオテクノロジー実験	1	
	有機化学実験	1	
	生化学・細胞工学実験	1	
	卒業研究	10	

区分	授業科目	単位	
環境科学コース必修科目 (30単位)	環境科学Ⅱ	2	
	資源循環論	2	
	バイオインフォマティクス	2	
	有機合成化学	2	
	微生物バイオテクノロジー	2	
	環境汚染論	2	
	環境修復論	2	
	化学工業とグリーンケミストリー	2	
	植物バイオテクノロジー実験	1	
	微生物・遺伝子工学実験	1	
	環境工学実験	1	
	有機化学実験	1	
	卒業研究	10	
	食品科学コース必修科目 (30単位)	食品微生物学	2
		食品製造学	2
		機能食品科学	2
		食品分析学	2
		栄養科学	2
		発酵醸造学	2
		食品酵素化学	2
栄養生理学		2	
食品分析実験		1	
食品機能実験		1	
食品製造・加工実験		1	
食品安全実験		1	
卒業研究		10	
理科教職コース必修科目 (30単位)		*教育心理学	2
	*教育方法論	2	
	*理科教育法Ⅱ	2	
	*理科教育法Ⅲ	2	
	*教育原論	2	
	*特別活動の指導	2	
	*教職演習Ⅰ	2	
	*教職演習Ⅱ	2	
	物理学実験	1	
	地学実験	1	
	有機化学実験	1	
	生化学・細胞工学実験	1	
	卒業研究	10	
	専門選択科目 (17単位以上)	分子構造解析学	2
構造生物学とタンパク質工学		2	
#は薬学部開講授業科目  専門選択科目には、他コースのコース別必修科目を含む。ただし、自コースと共通の必修科目は除く。	生体機能学	2	
	生体分子認識科学	2	
	植物育種学	2	
	植物環境学	2	
	環境分析化学	2	
	環境保全学	2	
	廃棄物管理工学	2	
	食品安全学	2	
	食料・食品資源学	2	
	食品加工・保蔵学	2	
	食中毒疫学	2	
	食品流通学	2	
	食品品質評価学	2	
	食品商品学	2	
	調理科学	2	
	フードコーディネート論	2	
	フードスペシャリスト論	2	
	公衆衛生学	2	
	調理科学実習Ⅰ	1	
	調理科学実習Ⅱ	1	
	生物科学	2	
	*理科教育法Ⅰ	2	
	*生徒・進路指導の理論と方法	2	
	*道徳教育の指導法	2	
	*教育実地体験	1	
	#自然が生み出す薬物Ⅰ(薬用植物学)	1	
	#自然が生み出す薬物Ⅱ(生薬学)	1	
	#生命情報と遺伝子(分子生物学Ⅰ)	1	
	#遺伝子を操作する(分子生物学Ⅱ)	1	
	#生体の情報伝達(生理化学)	1	
	#栄養と健康(衛生化学Ⅰ)	1	
	#有害物質と生体(衛生化学Ⅱ)	1	
	#化学物質と毒性(衛生化学Ⅲ)	1	
	#生活環境と健康(衛生化学Ⅳ)	1	
	#薬の効くプロセス(薬理学・薬物動態学序論)	1	
	#薬理作用と副作用Ⅰ(薬理学・毒性学Ⅰ)	1	
	#薬理作用と副作用Ⅱ(薬理学・毒性学Ⅱ)	1	
	#薬理作用と副作用Ⅲ(薬理学・毒性学Ⅲ)	1	
	#薬理作用と副作用Ⅳ(薬理学・毒性学Ⅳ)	1	
	#疾病の成り立ち(病理学)	1	
	#医薬品の開発Ⅰ(新薬論・一般薬)	1	
	#化粧品科学	1	
	#保健機能食品科学	1	

区分	授業科目	単位
自由科目	教職概論	2
(教員免許取得関係科目)	教育制度・行政	2
	教育課程論	2
	理科教育法Ⅳ	2
	教育相談の理論と方法	2
	教育実習事前事後指導	1
	教育実習Ⅰ	2
	教育実習Ⅱ	2
	教職実践演習(中・高)	2
	学習支援実地演習Ⅰ	1
	学習支援実地演習Ⅱ	1
	学習支援実地演習Ⅲ	1

教員免許取得関係科目は卒業要件に含まない。

\*の科目は、理科教職コース生以外の卒業要件には含まない。



別表第2 (第35条関係)

学費

区分		費用等		入学金	授業料	施設設備 資 金	計	納入期限	
		前期	後期						
薬 学 部	学 年 次	入	前期	円 300,000	円 600,000	円 450,000	円 1,350,000	入学手続 の時	
			後期		600,000	450,000	1,050,000	10月末日	
			計	300,000	1,200,000	900,000	2,400,000		
	費	二	前期			600,000	450,000	1,050,000	4月末日
			後期			600,000	450,000	1,050,000	10月末日
			計		1,200,000	900,000	2,100,000		
応 用 生 命 科 学 部	学 年 次	入	前期	300,000	450,000	100,000	850,000	入学手続 の時	
			後期		450,000	300,000	750,000	10月末日	
			計	300,000	900,000	400,000	1,600,000		
	費	二	前期			450,000	300,000	750,000	4月末日
			後期			450,000	300,000	750,000	10月末日
			計		900,000	600,000	1,500,000		

備考 1 編入学等については、入学金は入学時に適用される額とし、授業料、施設設備資金については編入学等をした年次生に適用される額とする。

2 薬学部において、4年次留年生及び5年次生については別に定めるところにより、授業料の減免を認めることがある。

別表第3 (第46条関係)

研究生等の受入れ条件、年限、学費等

区分	研 究 生	科 目 等 履 修 生	特 別 研 究 員 (外国人を含む)	
薬 学 部	資 格	大学卒業又はそれと同等以上の者	高等学校卒業又はそれと同等以上の者	大学卒業又はそれと同等以上の者
	年限*1 始 期	1年以内	1年以内 4月、10月	1年以内
	必要書類		在 学 保 証 書	
	経 費	入学検定料*2 15,000円 入学金*3 100,000円 研究費*3 (年) 400,000円 特別の場合実習費を自弁することがある。	履修料*3 1単位につき 50,000円	研究室使用料*3 (年) 400,000円 研究用器材は自弁とする。
特 典		履 修 証 明 書		
応 用 生 命 科 学 部	資 格	大学卒業又はそれと同等以上の者	高等学校卒業又はそれと同等以上の者	大学卒業又はそれと同等以上の者
	年限*1 始 期	1年以内	1年以内 4月、10月	1年以内
	必要書類		在 学 保 証 書	
	経 費	入学検定料*2 15,000円 入学金*3 100,000円 研究費*3 (年) 400,000円 特別の場合実習費を自弁することがある。	履修料*3 1単位につき 50,000円	研究室使用料*3 (年) 400,000円 研究用器材は自弁とする。
特 典		履 修 証 明 書		

- 備考 \*1 事情により延長を認める。  
 \*2 本学卒業者は不要  
 \*3 事情により減免を認めることがある。